

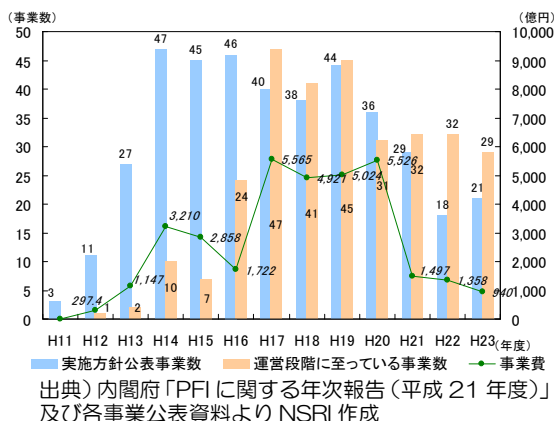
Topics

- 石原上席研究員が、委嘱を受け特別教授を務める京都大学において、2011年度京都大学経営管理大学院「スティーチャ」賞に選出されました。
- 7月20日に開催する第51回NSRI都市・環境フォーラムは、妹尾堅一郎氏（特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長）によるご講演「イノベーション創出の都市づくり -日本工芸立国論の試み-」です。詳細は <http://www.nikken-ri.com/forum/> まで。

新たなPFI・PPPの普及促進に向けて

1999年にPFI法が施行されて以来、約400事業、事業費換算で5兆円程度のPFI事業が実施されているが、下表のとおり近年の実施件数は伸び悩んでいる。

これを受け、新成長戦略(H22.6.18閣議決定)では2020年までに少なくとも10兆円以上のPFI事業の拡大が掲げられ、2011年には「公共施設等運営権制度(いわゆる「ジョイント方式」^{豆1)})の導入等PFI法の改正、さらには官民連携イノベーション^{豆2)}の創設やエナジー・シティ^{豆3)}制度の導入が検討される等、既存のPFI制度に加え、更に広範な官民連携を意図するPPP(public-private partnership)の普及に向けた転機を迎えている。



これにより、これまでPFI事業は比較的事業分野が限定的であったが、今後以下のような新たな事業分野を対象としたPFI/PPPの普及促進が期待されることである。

- 空港、上下水道等のインフラ分野への公共施設等運営権の導入
- 防災分野での民間の資金・能力の活用
- 再生可能エネルギー等の新たな官民連携事業の展開
- 今後の大更新時代に対応した既存公共施設の更新・再編への適用 等

◆新たな事業分野におけるPFIの適用可能性(メガソーラー事業を例に)

平成24年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始された。これを機にメガソーラー事業を官民連携事業として実施できないかとの意見も聞かれるところであるが、PFIの導入可能性について以下に簡潔に考察する。

i) 公共関与の位置づけ

PFI事業は公共事業であることが前提となり、当該発電事業を公共事業(公共が発電主体)として位置付ける必要がある。

ii) 売電収入の取扱いに関する法的制約

地方自治体の場合、利用料金制を採用する際はPFI事業であっても指定管理者制度を併用する必要があるが、太陽光発電設備は指定管理者制度の適用要件である「公の施設」に該当しない。このため、地方自治体の場合は、独立採算型スキームの適用が困難である。

※改正PFI法に基づく「公共施設等運営権」の適用は可能と想定されるが、詳細の制度設計が未定であるため、適用可能性は不透明である。なお、国の場合は、法的制約がないため独立採算型の適用も可能と想定される。

iii) 事業規模による成立可能性

PFI手法の導入には、一定以上の事業規模が必要とされている。一定の条件下で試算した所、VFM^{豆4)}が達成され、かつ公共の財政負担無しに事業を実施するには概ね3MW以上のメガソーラー事業であることが必要と想定される。

上記のように、事業特性によっては必ずしもPFI法に基づくPFI事業で実施することが馴染まないものもあり、公有地を活用して民間事業として実施する等、PFIに限らず幅広く官民連携手法(PPP)の適用可能性を検討することが重要である。

今月の豆知識

●豆1) 公共施設等運営権

公共施設の所有権を公共が有したままに、施設の運営権を民間に付与する方式。運営権が財産権として明確にされ、抵当権の設定が可能となる等の資金調達円滑化などが期待される。また、これまでPFI事業の制約と指摘されていた個別公物管理法の取扱いも明確にされ、今までに導入事例の少ないインフラ分野への適用も期待される。

●豆2) 官民連携イノベーション

民間資金をPFI事業に円滑に引き出すため、「官民連携イノベーション(仮称)」を設立し、政府の資金を呼び水として、機関投資家などによる投資を促進していくことを目的とし、現在、法制度化に向けて検討中である。

●豆3) エナジー・シティ制度

国及び地方公共団体で公共施設整備を行う際に、まずはPFIでの実施可否を検討する制度。「PFI/PPPの推進に関する提言(案)、民主党成長戦略プロジェクトチーム、H24.5.29」において提言されている。

●豆4) VFM

VFM(Value for Money)とは支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、定量的なVFMとして従来方式に対するPFIの総事業費の削減割合を示す。

筆者の紹介

大久保 岳史

おおくぼたけふみ
主任研究員

主要研究分野は、官民協働プロジェクト支援(PFI/PPP等)、事業評価等のコンサルティング。特に公共団体の事業化支援に注力しており、東北から九州までの全国各地を飛び回っている。



編集後記 NSRIでは在宅勤務制度を導入して6か月が過ぎ、制度利用者は4割を超えました。8月は節電施策の一つとして、日数制限なしで在宅勤務を奨励し、実施者が5割を超えることを目標としています。(ハナ)

定期配信希望は、webmaster_ri@nikken.co.jpへ

